

豊中市子ども施策推進本部会議設置要綱

(設置)

第1条 豊中市子ども健やか育み条例に基づく行動計画の策定及び推進を図るため、豊中市子ども施策推進本部会議(以下「本部会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に基づく施策の進行管理に関すること。
- (3) 行動計画に基づく施策の推進及び調整に関すること。

(組織)

第3条 本部会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 本部会議の委員長は子ども未来部長、副委員長は教育委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、本部会議の委員の追加をすることができる。

(運営)

第4条 委員長は、本部会議を総理する。

- 2 本部会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(連絡会議)

第5条 本部会議の円滑な運営を図るため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、連絡会議の委員の追加をすることができる。
- 3 連絡会議の座長は子ども政策課長、副座長は社会教育課長の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議は、必要に応じて座長が召集する。

(専門部会)

第6条 連絡会議に特定の施策及び専門事項の調査・研究及び検討を行わせるため、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の招集については別に定める。

(実務担当者会議)

第7条 連絡会議はその所掌事務を行うにあたり、必要があると認めるときは、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議の招集については別に定める。

(庶務)

第8条 本部会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- この要綱は、平成25年(2013年)4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年(2014年)4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年(2014年)10月14日から施行する。
この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年(2023年)4月1日より施行する。

別表1

豊中市こども施策推進本部会議

委員長	こども未来部長
副委員長	教育委員会事務局長
委員	都市経営部長 都市活力部長 市民協働部長 市民協働部理事 福祉部長 こども家庭支援監 教育委員会事務局教育政策監

別表2

豊中市こども施策推進本部連絡会議

座長	こども未来部	こども政策課長
副座長	教育委員会	社会教育課長
委員	人権政策課	人権政策課長
	都市経営部	経営戦略課長
	都市活力部	魅力文化創造課長
	市民協働部	くらし支援課長
	福祉部	地域共生課長、福祉事務所長、障害福祉課長
	こども未来部	こども支援課長、こども安心課長、おやこ保健課長、こども事業課長、子育て給付課長
	教育委員会	教育総務課長、読書振興課長、中央公民館長、学校教育課長、児童生徒課長、学び育ち支援課長、教育センター所長